
資料 1 10月診療分から助成対象年齢を18歳までに拡大します

～子ども医療費助成事業～

子育てに伴う経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を更に推進するため、10月から本市の子ども医療費助成事業の助成対象者の年齢について、これまでの15歳を18歳までに拡大します。

1 拡大の概要

＜令和4年9月診療分まで＞

入院・通院ともに 0歳から15歳まで（中学3年生）

＜令和4年10月診療分から＞

入院・通院ともに 0歳から 18歳まで（高校生世代）※

※子ども医療費受給資格者証の有効期限は、満18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

2 助成対象となる者

市内に住民票があり、上記の年齢にある者（所得制限はありません）。

3 医療費助成を受けるには

これまでの15歳までと同様、下記のとおりとなります。

（現物給付） 県内全域の保険医療機関においては、市が発行する「子ども医療費受給資格証」（ピンク色）を医療機関の窓口に提示することにより窓口払いが不要となります。

（償還払い） 県外の保険医療機関においては、一旦窓口で自己負担分を立て替え、子育て支援課に申請いただくことにより、後日市から助成されます。

4 助成拡大開始までのスケジュール

6月下旬 拡大対象者に申請書を送付済

※ 拡大対象者は申請が必要です。お済みでない方は、速やかに手続きをお願いします。

9月下旬 市から子ども医療費受給資格証を対象者全員に発送

10月1日 助成拡大を開始